

## 労働者派遣事業許可申請に必要な資産要件

①～③全て該当すること

- ①資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が、2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。
- ②基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ③自己名義の現金・預金の額が、1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。

【貸借対照表】

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	E	.....	.....
.....	.....	負債の部合計	C
.....	.....	純資産の部	
営業権(のれん)及び繰延資産	B	.....	.....
.....	.....	純資産の部合計	.....
資産の部合計	A	負債及び純資産の部合計	.....

①  $A - B - C = D$  (基準資産額)  $\geq 2,000$ 万円

②  $D$  (基準資産額)  $\geq C \times 1/7$

③  $E \geq 1,500$ 万円

※上記の額は派遣事業を行う事業所が1事業所の場合です。

例：本社とA支店、B支店の3事業所で、派遣事業を行う場合

①基準資産額は、 $2,000$ 万円  $\times 3 = 6,000$ 万円

③現金・預金の額は、 $1,500$ 万円  $\times 3 = 4,500$ 万円

直近の年度決算の書類で資産要件が不足している場合で許可申請を行うには、許可申請に係る添付書類に加え、

ア 公認会計士又は監査法人による「監査証明書」

イ 監査証明を受けた中間決算書又は月次決算書

※イで資産要件を満たしていること

を提出する必要があります。